

様式第 1 号別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び諫早市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和 5 年度諫早市移住支援金交付要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に諫早市から転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に諫早市から転出した場合：半額
- 3 2 (2) 及び (5) について、諫早市から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の 4 分の 1 について返還します。

ただし、県内の移住支援事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額を返還します。